

議案第 10 号

橋本市やすらぎ広場設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市やすらぎ広場設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 6 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市やすらぎ広場設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市やすらぎ広場設置及び管理条例(平成18年橋本市条例第198号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線又は太線の部分である。

改正後	改正前
<p>(行為の禁止)</p> <p>第3条 やすらぎ広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5)～(7) 略</u></p> <p><u>(8)・(9) 略</u> (利用の禁止又は制限)</p> <p>第4条 略</p> <p>(行為の制限及び許可)</p> <p>第5条 やすらぎ広場内において、次に掲げる行為をしようとする者は、<u>市長の許可を受けなければならない。</u></p> <p><u>(1) 物品の販売、宣伝その他これらに類する行為</u></p> <p><u>(2) 募金その他これらに類する行為</u></p> <p><u>(3) 業として写真、映画等を撮影すること。</u></p> <p><u>(4) 興行を行うこと。</u></p> <p><u>(5) 展示会、競技会、音楽会、写生会、撮影会その他これらに類する催しのため一部を独占して利用すること。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項の許可をする場合において、必要があると認めるときは、その利用について条件を付することができる。</u></p> <p>3 <u>市長は、第1項の許可を受けてしようとする行為が前条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しないことができる。</u></p> <p>(利用許可の取消し等)</p>	<p>(行為の禁止)</p> <p>第3条 やすらぎ広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告を表示すること。</u></p> <p><u>(6)～(8) 略</u></p> <p><u>(9) 営利を目的とした行為をすること。</u></p> <p><u>(10)・(11) 略</u> (利用の禁止又は制限)</p> <p>第4条 略</p>

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の許可を受けた者(以下「利用許可者」という。)に対し、当該許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。

(1) その利用が第4条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 利用許可者が虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき。

(3) 利用許可者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(4) やすらぎ広場内が災害その他の理由により利用できなくなったとき。

(本市の免責)

第7条 第4条の規定によりやすらぎ広場の利用を禁止し、若しくは制限し、又は前条の規定によりやすらぎ広場の利用の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更した場合において、利用許可者に損害が生ずることがあっても、本市は、これに対して補償の責任を負わない。

(使用料)

第8条 利用許可者は、別表に定める額(1件につき100円未満となる場合は、100円)を使用料として納付しなければならない。

2 前項の使用料は、利用の許可を受けた際に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第9条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条第1項の使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(目的外利用等の禁止)

第11条 利用許可者は、利用の許可を受けた目的以外にやすらぎ広場を利用し、又は利用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復義務)

第12条 利用許可者は、やすらぎ広場の利用を終了したとき、又は第6

(本市の免責)

第5条 前条の規定によりやすらぎ広場の利用を禁止し、又は制限した場合において、利用者に損害が生ずることがあっても、本市は、これに対して補償の責任を負わない。

条の規定により利用の許可が取り消され、若しくはその効力が停止されたときは、直ちにやすらぎ広場を原状に回復しなければならない。

第13条 略

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

略

別表(第8条関係)

種別		単位	使用料
物品の販売、募金等を行うとき	一時的なもの	占有面積1平方メートルにつき1日	44円
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1月	440円
看板等を設置するとき	一時的なもの	表示面積1平方メートルにつき1月	440円
	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400円
業として映画を撮影するとき		1時間	1,000円
業として写真を撮影するとき		1台1日	250円
興行を行うとき		占有面積1平方メートルにつき1日	5円
展示会、競技会、音楽会その他これらに類する催しを行うとき		1か所3時間まで	1,050円
		3時間を超えるとき1時間増すごとに	350円

第6条 略

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。